



お知らせ

再資源化等推進事業

市では、町内会、婦人会、子ども会、PTAなどが行っている再生資源回収運動に対し、奨励金を支給しています。

限りある資源の有効活用をすすめるためにも、再生資源回収運動にご協力ください。

奨励金の額 ▽新聞・雑誌・段ボール・6円／キログラム

▽アルミ缶・金属類・ビン類・布類・4円／キログラム

問い合わせ先 市役所本庁舎

生活環境課 ☎(0857)2013217 / 各総合支所市民生活課 (16ページ上段参照)

古紙類収集曜日の変更

今年度から、合併前の鳥取市地域の一部の地区で、古紙類の収集曜日が変わりました。

詳しくは、市報3月15日号のごみの収集計画表で収集日を確認のうえ、間違いのないようご

みステーションに出してください。

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)2013217

生ごみ処理機購入補助制度

家庭で生ごみ処理機(以下、処理機)を購入し使用する場合、購入代金を一部補助します。

内容 ▽処理機購入代金の3分の1(2万円を限度)を補助

▽今年度から2年間の期間限定で、予算の範囲内で先着順に補助 ※下水接続式(ディスプレイ)などは対象外です。

対象者 次の要件を満たす市内在住の世帯主

▽市内で使用していること
▽自家用であること

申請方法 ▽領収書(日付、金額、購入品名、販売者が明記されているもの) ▽印鑑 ▽銀行預金通帳など補助金の振込先のわかるもの(郵便局は除く)

を持参のうえ、生活環境課または各総合支所市民生活課で申請

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)2013217 / 各総合支所市民生活課 (14ページ上段参照)

詳しくは、市報3月15日号のごみの収集計画表で収集日を確認のうえ、間違いのないようご

チャイルドシートの貸し出し

自動車に乳幼児・児童を乗せるときは、体に合ったチャイルドシートを正しく着用しましょう。各地区交通安全協会では、チャイルドシートの貸し出し(最長1カ月)を行っています。

申込先

地域	協会	電話
鳥取	鳥取地区交通安全協会	(0857)2613575
福部	通安安全協会	(0858)7511297
河津	智頭地区交通安全協会	(0857)8213234
佐治	通安安全協会	(0857)8213234
気高	浜村地区交通安全協会	(0857)8213234
鹿野	通安安全協会	(0857)8213234
青谷	通安安全協会	(0857)8213234

問い合わせ先 市役所本庁舎市民参画課 ☎(0857)2013163 / 各総合支所地域振興課 (14ページ上段参照)

ゆめぐりエクスプレスバスの増便

鳥取駅と湯村温泉を結ぶ「ゆめぐりエクスプレスバス」が4月1日から4便増え、鳥取砂丘にも停車することになりました。ぜひ、ご利用ください。

運行便数 12便(6往復)

※運行時間、予約などについては、日本交通株式会社 ☎0857-231122 まで

運賃 ▽鳥取駅→湯村温泉…大人1100円 ▽鳥取駅→鳥取砂丘…大人360円

問い合わせ先 市役所本庁舎都市政策課 ☎(0857)2013257

水道局を装った悪質業者にご注意を!

水道局の職員を装ったり、水道局から依頼されたなどと偽って、浄水器の設置や給水管の清掃作業を行うなどの悪質な商法によるトラブルが発生しています。

水道局は、次のようなことは一切していませんのでご注意ください。

- ▷家庭を訪問し、給水管の清掃や物品の販売を行う
- ▷一方的に水質検査や水道工事に訪れ、料金を請求



また、今年に入って「水道料金の未納があるので、後日集金にうかがう」などと、架空の未納料金の支払いを求める不審な電話が相次いでいますのでご注意ください。

水道局の職員は、「顔写真入りの証明書」を常に携帯しています。

不審な点がある場合は、証明書の提示を求めるか、その場で水道局にお問い合わせください。

■問い合わせ先 鳥取市水道局 ☎(0857)53-7811